

亀山市告示第213号

令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月21日

亀山市長 櫻井 義之

令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）支給事業実施要綱の一部を改正する告示

令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）支給事業実施要綱（令和3年亀山市告示第208号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、<u>新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき支給する先行給付金（同要領第1の1に規定する先行給付金をいう。）及び</u></p>	<p><u>令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）支給事業実施要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、<u>新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）支給事業（以下「臨時特別給付金支給事業」という。）</u>の実施に関し</p>

これに追加して支給する給付金を一括して支給する事業をいう。以下「臨時特別給付金支給事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(子育て特別給付金の額)

第4条 子育て特別給付金の額は、対象児童1人につき10万円とする。

(その他の支給対象者に対する子育て特別給付金に係る申請及びその支給の方法)

第8条 その他の支給対象者は、子育て特別給付金の支給を受けようとするときは、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書(別記様式)により申請を行うものとする。

2及び3 (略)

必要な事項を定めるものとする。

(子育て特別給付金の額)

第4条 子育て特別給付金の額は、対象児童1人につき5万円とする。

(その他の支給対象者に対する子育て特別給付金に係る申請及びその支給の方法)

第8条 その他の支給対象者は、子育て特別給付金の支給を受けようとするときは、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)申請書(別記様式)により申請を行うものとする。

2及び3 (略)

別記様式中「(先行給付金)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)支給事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。